

生駒市条例第 22 号

生駒市生涯学習施設条例をここに公布する。

平成 23 年 9 月 26 日

生駒市長 山下 真

生駒市生涯学習施設条例

(設置)

第 1 条 生涯学習の推進により市民の芸術文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民相互の連帯感を育成し、もってふれあい豊かな地域社会に寄与するため、本市に生涯学習施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 生涯学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
生駒市中央公民館	生駒市北新町 9 番 28 号
生駒市中央公民館南別館	生駒市藤尾町 300 番地
生駒市鹿ノ台地区公民館	生駒市鹿ノ台南 2 丁目 3 番地 3
生駒市図書館	生駒市辻町 238 番地
生駒市コミュニティセンター	生駒市元町 1 丁目 6 番 12 号
南コミュニティセンターせせらぎ	生駒市小瀬町 18 番地
北コミュニティセンター I S T A はばたき	生駒市上町 1543 番地
芸術会館 ^{みらく} 美楽来	生駒市西松ヶ丘 2 番 20 号

(管理)

第 3 条 生涯学習施設は、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。

(指定管理者による管理)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、生涯学習施設（生駒市コミュニティセンターを除く。次条から第7条までにおいて同じ。）の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定の手續）

第5条 指定管理者の指定に当たり、教育委員会は、生涯学習施設の管理に関する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 生涯学習施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 生涯学習施設の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

（管理の基準）

第6条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、生涯学習施設の管理を行わなければならない。

（業務の範囲）

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する使用の許可、第10条に規定する使用許可の取消し等及び第19条に規定する入館の制限に関すること。
- (2) 生駒市中央公民館南別館にあっては、第12条第1項に規定する使用料の徴収に関すること。
- (3) 第17条に規定する設備の許可に関すること。
- (4) 生涯学習施設の維持管理に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める業務

(使用の許可)

第8条 生涯学習施設を使用しようとする者は、指定管理者（生駒市コミュニティセンターにあつては、教育委員会。次項、次条、第10条、第17条及び第19条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 指定管理者は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生涯学習施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 生涯学習施設を汚損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 生涯学習施設が災害その他の理由により使用できなくなったとき。
- (4) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(本市等の免責)

第11条 前条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、生涯学習施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害が生じることがあつても、本市及び指定管理者は、これに対して補償の責任を負わない。

(使用料)

第12条 生涯学習施設のうち生駒市中央公民館南別館及び生駒市コミュニティセンターの使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表第1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、市民が営利目的で使用する場合における使用料（附属設備に係るものを除く。）は、別表第1に定める金額に2を乗じて得た額とし、市民以外の者が使用する場合における使用料（附属設備に係るものを除く。）は、同表に定める金額に1.5（営利目的で使用する場合にあっては、3）を乗じて得た額とする。

(利用料金)

第13条 生涯学習施設（生駒市中央公民館南別館及び生駒市コミュニティセンターを除く。）の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市民が営利目的で使用する場合における利用料金（附属設備に係るものを除く。）は、同項の規定による指定管理者が市長の承認を得て定める金額に2を乗じて得た額とし、市民以外の者が使用する場合における利用料金（附属設備に係るものを除く。）は、同項の規定による指定管理者が市長の承認を得て定める金額に1.5（営利目的で使用する場合にあっては、3）を乗じて得た額とする。

(使用料等の減免)

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を

減免することができる。

(使用料等の還付)

第15条 既納の使用料及び利用料金は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料の全部又は一部を還付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、同項の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、生涯学習施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸ししてはならない。

(設備)

第17条 使用者は、生涯学習施設の使用に際し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第18条 使用者は、生涯学習施設の使用を終了したとき、又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(入館の制限)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、生涯学習施設への入館を拒否し、又は生涯学習施設からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行する者
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第7条第1項に規定する身体障害者補助犬及びこれに準ずる犬を除く。）を携行する者

(4) 生涯学習施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(5) 生涯学習施設の管理上支障がある者

(6) その他指定管理者が不相当と認める者

(損害の賠償)

第20条 使用者は、使用に際し、その責めに帰すべき理由により、生涯学習施設を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、生涯学習施設の管理に関し必要な事項のうち、使用料及び利用料金に関する事項については規則で、それ以外の事項については教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(生駒市公民館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 生駒市公民館条例（昭和56年7月生駒市条例第21号）

(2) 生駒市市民ホール条例（昭和61年10月生駒市条例第29号）

(3) 生駒市コミュニティセンター条例（平成2年3月生駒市条例第6号）

(4) 生駒市芸術会館条例（平成9年12月生駒市条例第34号）

(経過措置)

3 指定管理者の指定の手續に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4 この条例の施行の日前に附則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の

規定によりされた許可等の処分その他の行為で、同日以後の使用に係るものは、この条例の相当規定によりされた許可等の処分その他の行為とみなす。

別表第1（第12条関係）

1 生駒市中央公民館南別館

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
集会室	1,800 円	1,500 円	1,500 円	1,200 円	1,200 円
和室	900 円	700 円	700 円	600 円	600 円

2 生駒市コミュニティセンター（文化ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
全体使用（控室を除く。）	音響及び照明の操作必要	12,300 円	20,600 円	20,600 円	42,800 円
	音響及び照明の操作不要	9,300 円	15,400 円	15,400 円	32,000 円

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00	9:00～ 22:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	3,000 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	10,400 円
	音響及び照明の操作不要	2,300 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	7,900 円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	9,300 円	7,800 円	7,800 円	7,800 円	7,800 円	32,400 円
	音響及び照明の操作不要	7,000 円	5,800 円	5,800 円	5,800 円	5,800 円	24,100 円
控室		500 円	400 円	400 円	400 円	400 円	2,100 円

3 生駒市コミュニティセンター（会議室等）

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:30	19:30～ 22:00
会議室 201～204 1室につき	800 円	600 円	600 円	600 円	600 円
会議室 205	900 円	800 円	800 円	800 円	800 円
会議室 206・301 1室につき	1,600 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円
会議室 401	2,000 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円
会議室 402～404 1室につき	1,900 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円
和室	600 円	500 円	500 円	500 円	500 円

4 附属設備

市長の定める額

別表第2（第13条関係）

1 生駒市中央公民館（大ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用	音響及び照明の操作必要	25,300円	42,100円	33,700円	80,800円
	音響及び照明の操作不要	18,900円	31,500円	25,200円	60,400円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	5,800円	4,900円	4,900円	3,900円	3,900円	18,700円
	音響及び照明の操作不要	4,400円	3,600円	3,600円	2,900円	2,900円	13,900円
ホワイエのみの使用		2,200円	1,800円	1,800円	1,500円	1,500円	8,800円

2 生駒市中央公民館（小ホール等）

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
小ホール	全体使用	2,800円	2,400円	2,400円	1,900円	1,900円
	客席のみの使用	2,200円	1,900円	1,900円	1,500円	1,500円
研修室1		900円	800円	800円	600円	600円
研修室2		900円	700円	700円	600円	600円
研修室3(美術室)		1,800円	1,500円	1,500円	1,200円	1,200円
研修室4(視聴覚室)		1,200円	1,000円	1,000円	800円	800円
和室A		400円	400円	400円	300円	300円
和室B・C 1室につき		600円	500円	500円	400円	400円

3 生駒市中央公民館（調理室）

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
調理室	2,600 円	2,600 円	2,600 円

4 生駒市鹿ノ台地区公民館

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
大集会室	3,000 円	2,500 円	2,500 円	2,000 円	2,000 円
小集会室、和室 A 1室につき	600 円	500 円	500 円	400 円	400 円
和室 B	300 円	200 円	200 円	200 円	200 円
和室 C	400 円	300 円	300 円	200 円	200 円
和室 D	300 円	300 円	300 円	200 円	200 円

5 生駒市図書館（市民ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体 使用	音響及び 照明の操 作必要	14,600 円	24,400 円	19,400 円	46,600 円
	音響及び 照明の操 作不要	10,900 円	18,200 円	14,400 円	34,700 円

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00	9:00～ 21:00
舞台 のみ の使 用	音響及び 照明の操 作必要	3,200 円	2,700 円	2,700 円	2,100 円	2,100 円	10,200 円
	音響及び 照明の操 作不要	2,400 円	2,000 円	2,000 円	1,600 円	1,600 円	7,600 円
客席 のみ の使 用	音響及び 照明の操 作必要	11,400 円	9,500 円	9,500 円	7,600 円	7,600 円	36,400 円
	音響及び 照明の操 作不要	8,500 円	7,100 円	7,100 円	5,600 円	5,600 円	27,100 円

6 生駒市図書館（大会議室等）

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
大会議室A・B 1室につき	2,200 円	1,900 円	1,900 円	1,500 円	1,500 円
第2研修室	2,100 円	1,800 円	1,800 円	1,400 円	1,400 円
第3研修室	1,600 円	1,300 円	1,300 円	1,000 円	1,000 円
実習室A・B 1室につき	1,900 円	1,500 円	1,500 円	1,200 円	1,200 円
和室A・B 1室につき	1,200 円	1,000 円	1,000 円	800 円	800 円

7 南コミュニティセンターせせらぎ（せせらぎホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用（楽屋1・2を除く。）	音響及び照明の操作必要	13,800 円	23,200 円	18,400 円	44,200 円
	音響及び照明の操作不要	10,400 円	17,200 円	13,800 円	33,100 円

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00	9:00～ 21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	3,900 円	3,300 円	3,300 円	2,600 円	2,600 円	12,500 円
	音響及び照明の操作不要	2,900 円	2,400 円	2,400 円	1,900 円	1,900 円	9,200 円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	9,900 円	8,300 円	8,300 円	6,600 円	6,600 円	31,700 円
	音響及び照明の操作不要	7,500 円	6,200 円	6,200 円	5,000 円	5,000 円	23,900 円
楽屋1		400 円	300 円	300 円	200 円	200 円	1,400 円
楽屋2		300 円	300 円	300 円	200 円	200 円	1,300 円

8 南コミュニティセンターせせらぎ（小ホール等）

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
小ホール		4,000 円	3,300 円	3,300 円	2,600 円	2,600 円
リハーサル室	せせらぎホール又は小ホールとの併用使用	200 円	200 円	200 円	100 円	100 円
	単独使用	600 円	600 円	600 円	300 円	300 円
プレイルーム		500 円	400 円	400 円	300 円	300 円
セミナー室 201		1,000 円	800 円	800 円	700 円	700 円
セミナー室 202・203・301～303 1室につき		1,500 円	1,200 円	1,200 円	1,000 円	1,000 円
和室1		500 円	400 円	400 円	300 円	300 円
和室2・3 1室につき		600 円	500 円	500 円	400 円	400 円

9 南コミュニティセンターせせらぎ（調理室）

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
調理室	2,400 円	2,400 円	2,400 円

10 北コミュニティセンター I S T A はばたき (はばたきホール)

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用 (楽屋1～4を除く。)	音響及び照明の操作必要	21,300円	35,400円	28,200円	67,800円
	音響及び照明の操作不要	15,900円	26,400円	21,000円	50,500円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	8,300円	6,900円	6,900円	5,500円	5,500円	26,400円
	音響及び照明の操作不要	6,200円	5,100円	5,100円	4,100円	4,100円	19,600円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	13,000円	10,800円	10,800円	8,600円	8,600円	41,400円
	音響及び照明の操作不要	9,700円	8,100円	8,100円	6,400円	6,400円	30,900円
楽屋1～4 1室につき		300円	300円	300円	200円	200円	1,300円

11 北コミュニティセンター I S T A はばたき (小ホール)

	9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
音響及び照明の操作必要	7,200円	6,000円	6,000円	4,800円	4,800円	23,000円
音響及び照明の操作不要	5,300円	4,400円	4,400円	3,500円	3,500円	16,800円

12 北コミュニティセンター I S T A はばたき（リハーサル室等）

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
リハーサル室	はばたきホール又は小ホールとの併用使用	700円	600円	600円	500円	500円
	単独使用	2,100円	1,800円	1,800円	1,500円	1,500円
プレイルーム		700円	600円	600円	500円	500円
セミナー室 201～203 1室につき		1,500円	1,300円	1,300円	1,000円	1,000円
セミナー室 204		700円	600円	600円	400円	400円
セミナー室 301～305 1室につき		1,500円	1,300円	1,300円	1,000円	1,000円
和室1		1,000円	800円	800円	600円	600円
和室2		1,100円	900円	900円	700円	700円
和室3		1,200円	1,000円	1,000円	800円	800円

13 北コミュニティセンター I S T A はばたき（調理室）

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
調理室	3,500円	3,500円	3,500円

14 芸術会館^{みらく}美楽来（展示室）

	9:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 21:00
全面	8,400円	14,000円	11,200円	26,800円
半面	4,200円	7,000円	5,600円	13,400円
常設展示室	1,100円	1,800円	1,400円	4,300円

15 芸術会館^{みらく}美楽来（セミナー室等）

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
セミナー室1～4 1室につき	1,200 円	1,000 円	1,000 円	800 円	800 円
美術室1～3 1室につき	1,200 円	1,000 円	1,000 円	800 円	800 円
和室	600 円	500 円	500 円	400 円	400 円

16 附属設備

市長の定める額
